

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	1
○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）	14
○都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）	15
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）	16

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 地球温暖化対策計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条―第十八条）</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第十九条―第四十一条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第四十二条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第四十三条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条―第六十五条）</p> <p>第八章 罰則（第六十六条―第六十八条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 地球温暖化対策計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条―第十九条）</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第八章 罰則（第四十八条―第五十条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量</p>

(国の責務)

第三条 (略)

2 (略)

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、当該抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(削る)

4・5 (略)

第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

第八条 (略)

2 (略)

一～六 (略)

七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八 (略)

九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項

(国の責務)

第三条 (略)

2 (略)

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5・6 (略)

第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

第八条 (略)

2 (略)

一～六 (略)

七 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八 (略)

九 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項

十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置
に関する基本的事項

十一 (略)

3・4 (略)

第三章 地球温暖化対策推進本部

(削る)

第十六条～第十八条 (略)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 (略)

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第二十条 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖

(新規)

十一 (略)

3・4 (略)

第三章 地球温暖化対策推進本部

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

第十七条～第十九条 (略)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 (略)

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第二十条の二 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して

化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴つて排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び業務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 (略)

4 5 7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 (略)

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11・12 (略)

、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 (略)

4 5 7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 (略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11・12 (略)

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 (略)

一 (略)

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 (略)

3 (略)

第二十三條 第二十七條 (略)

(報告事項の通知等)

第二十八條 事業所管大臣は、第二十六條第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 (略)

3 事業所管大臣は、第二十六條第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 (略)

(報告事項の記録等)

第二十九條 (略)

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十條の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 (略)

一 (略)

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四條第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 (略)

3 (略)

第二十條の五 第二十一條の三 (略)

(報告事項の通知等)

第二十一條の四 事業所管大臣は、第二十一條の二第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 (略)

3 事業所管大臣は、第二十一條の二第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 (略)

(報告事項の記録等)

第二十一條の五 (略)

2 (略)

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

4 (略)

第三十条・第三十一条 (略)

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 6 (略)

第三十三条 (略)

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において

2 (略)

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

4 (略)

第二十一条の六・第二十一条の七 (略)

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第二項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 6 (略)

第二十一条の九 (略)

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第一項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項にお

準用する場合を含む。)又は第六十三條第一項の規定による報告があつたときは、第二十六條から前条まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。)の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六條第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十七條第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十八條第一項、第三項及び第四項、第二十九條第四項、第三十二條第一項、第二項及び第五項、第六十三條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十九條第二項及び第三十二條第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十九條第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五條第一項(同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五條第一項(同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第二十條第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十條第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六條第一項(同法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三條第一項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三條第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十六條から前条まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五條 (略)

いて準用する場合を含む。)又は第六十三條第一項の規定による報告があつたときは、第二十一條の二から前条まで、第四十五條及び第四十七條の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。)の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一條の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)」とあり、第二十一條の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一條の四第一項、第三項及び第四項、第二十一條の五第四項、第二十一條の八第一項、第二項及び第五項、第四十五條第一項及び第二項並びに第四十七條第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一條の五第二項及び第二十一條の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一條の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五條第一項(同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五條第一項(同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第二十條第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十條第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六條第一項(同法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三條第一項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三條第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一條の二から前条まで、第四十五條及び第四十七條の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一條の十一 (略)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第三十七条～第四十一条 (略)

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 (略)

第六章 割当量口座簿等

第四十三条～第四十七条 (略)

(振替手続)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(以下「振替先口座」という。)

三 (略)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第二十三条～第二十七条 (略)

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第二十八条 (略)

第六章 割当量口座簿等

第二十九条～第三十三条 (略)

(振替手続)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(第四号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。)

三 (略)

イ (略)
(削る)

ロ (略)

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的
(削る)

4 第二項の申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 (略)
(削る)

5 事務局から割当量口座簿における管理口座への算定制当量の振替を行う旨の通知があつた場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定制当量についての増加の記録をするものとする。

6 (略)

第四十九条 (略)

イ (略)

ロ 償却(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定制当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。)

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げる目的以外の目的

四 京都議定書の他の締約国(以下「他の締約国」という。)に存在する口座への算定制当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座

4 第二項の申請があつた場合には、前項第四号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二 (略)

5 申請人から第三項第四号に掲げる事項を示す申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定制当量についての減少の記録をするものとする。

6 他の締約国又は事務局から割当量口座簿における管理口座への算定制当量の振替を行う旨の通知があつた場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定制当量についての増加の記録をするものとする。

7 (略)

第三十四条の二 (略)

(算定制当量の譲渡の効力発生要件)

第五十条 算定制当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定制当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

第五十一条 (略)

(算定制当量の信託の對抗要件)

第五十二条 算定制当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五十三条 (略)

(善意取得)

第五十四条 第四十八条(第五項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定制当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定制当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第五十五条 (略)

(勧告及び命令)

第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四

(算定制当量の譲渡の効力発生要件)

第三十五条 算定制当量の譲渡は、第三十四条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定制当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

2 他の締約国に存在する口座への算定制当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

第三十六条 (略)

(算定制当量の信託の對抗要件)

第三十七条 算定制当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第三十一条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第三十八条 (略)

(善意取得)

第三十九条 第三十四条(第六項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定制当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定制当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第四十条 (略)

(勧告及び命令)

第四十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第

十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

第五十七条 (略)

第七章 雑則

第五十八条～第六十一条 (略)

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

- 一 第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
- 二 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 三 第四十八条第二項の振替の申請をする者
- 四 第五十五条の書面の交付を請求する者

(磁気ディスクによる報告等)

第六十三条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告、第二十七条第一項の請求又は第三十二条第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十七条第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第三十条第一項(第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第三十一条(第三十二条第六項にお

三十四条の二第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

第四十一条 (略)

第七章 雑則

第四十二条～第四十三条 (略)

(手数料)

第四十四条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

- 一 第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
- 二 第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 三 第三十四条第二項の振替の申請をする者
- 四 第四十条の書面の交付を請求する者

(磁気ディスクによる報告等)

第四十五条 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項(第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第二十一条の七(第二十一

て準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

第六十四条・第六十五条 (略)

第八章 罰則

第六十六条 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十七条 第三十八条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

附 則

(検討)

第二条 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

条の八第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

第四十六条・第四十七条 (略)

第八章 罰則

第四十八条 第三十二条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第四十九条 第二十四条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

附 則

(検討)

第二条 政府は、京都議定書第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成三十一年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二十条第一項</u>に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二十条の二第一項</u>に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七條（略） 2～5（略） 6 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 二十一條第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合するととも に、都市計画法第六條の二第一項に規定する都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針並びに同法第十八條の二第一項に規定する市町 村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでな ければならない。 7・8（略）</p>	<p>第七條（略） 2～5（略） 6 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 二十條の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合すると もに、都市計画法第六條の二第一項に規定する都市計画区域の整備 、開発及び保全の方針並びに同法第十八條の二第一項に規定する市 町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでな ければならない。 7・8（略）</p>

○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略） 2～9（略）</p> <p>10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二十一条第三項</u>に規定する指定都市等に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>11・12（略）</p>	<p>第五条（略） 2～9（略）</p> <p>10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）<u>第二十条の三第三項</u>に規定する指定都市等に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>11・12（略）</p>